幼保連携型認定こども園必要書類　補足

１　設置認可申請書【別記様式第６号】のうち、「経費の維持方法」

　「施設型給付、保育料、施設整備費をもって維持経営する。不足を生じた場合は設置者の負担とする。」等具体的に記載してください。

２　園庭の代替地がある場合には位置や面積等の詳細がわかるもの（園庭の代替地がある場合）

新制度施行前に、既に設置認可を受けている保育所や幼稚園が、既存の施設を利用して幼保連携型認定こども園を設置する場合、当分の間、以下の要件を満たす場所に園庭を設けることができるとされています。これらの要件を満たしていることを確認させていただきますので、位置図、配置図、平面図等の提出をお願いします。（場合によってはこの他の書類を求める場合がありますので、予めご了承ください。）

①園児が安全に移動できること

②園児が安全に利用できること

③園児が日常的に利用できること

④教育及び保育の適切な提供が可能な場所

３　年、学期、月、週及び日々の指導計画

　　幼保連携型認定こども園移行後のものを作成ください。なお、認定の申請までに、作成が間に合わない場合は、仮の状態でも差し支えありません。

４　認定こども園において公開する情報の項目、方法

　　幼保連携型認定こども園の設置者は、当該施設に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの方との連携及び協力の推進に資するために、教育及び保育等の状況その他の運営の状況に関する情報を積極的に提供することとなっています。保育内容や年間行事予定等、公開する情報や方法を具体的に記載した書類をご提出ください。ホームページやパンフレットにおいて公開しているものは、それらもご提出ください。

５　子育て支援事業の実施計画（具体的な内容、対応する職員、地域の人材活用等の実施体制）

　　幼保連携型認定こども園における子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとすることとされており、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとされています。実施する子育て支援について、具体的に記載した書類を作成のうえ、ご提出ください。

６　選考方法（特別な配慮が必要な子どもへの配慮を含む）

　　選考方法については、市町が行う確認の基準（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」）において、利用申込に対する正当な理由のない提供の拒否を禁止しています。

　　具体的に、１号認定を受け入れるにあたり、１号認定の子どもが定員を超えた際、抽選や先着順、その子どもが在園児・卒園児の弟妹である場合に優先させる等の基準で決定することも想定されることから、あらかじめ選考方法について定めておく必要があるものです。

７　自己評価、外部評価の概要（公表方法を含む）

　　幼保連携型認定こども園は、自己評価を行いその結果を公表し、外部による評価を行いその結果を公表するよう努めることとされています。このことから、評価の実施についての規定やチェックリストなど、その内容が分かる書類をご提出ください。

８　その他

　　認可申請書提出の時点で、利用定員数が確定していないことや、採用予定の職員が未定であるといった理由により作成が困難なものがある場合は、仮の状態のものでご提出ください。

また、状況に応じて後日、決定後の状況を確認するなどの対応をとらせていただく場合がありますので、予めご了承ください。この場合は別途ご連絡いたします。